

報告第17号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成21年11月25日提出

川崎市市長 阿部孝夫

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	市民・子ども局	20.11.25	357,942円	平成20年10月7日、高津区梶ヶ谷5丁目12番地8先路上で、本市軽ライトバンが、信号待ちのため一時停止していた被害者（丙）運転の普通乗用車（A）に追突し、及び隣の車線で停止していた被害者（東京都中野区在住者）運転の小型トラックに接触し、そのはずみで普通乗用車（A）が、その前方で停止していた被害者（甲）所有の普通乗用車（B）に追突し、そのはずみで普通乗用車（B）が、その前方で停止していた被害者（株式
2	市民・子ども局	20.12.3	193,001円	
3	市民・子ども局	21.3.1	1,060,000円	
4	市民・子ども局	21.3.31	293,815円	
5	市民・子ども局	21.4.1	2,539,958円	

6	市民・こども局	21. 4. 1	36,000円	会社原電光社) 所有の軽ライトバンに追突し、普通乗用車(A)に同乗していた被害者
7	市民・こども局	21. 4. 1	19,950円	(己) 所有のベビーカー及びかばんとともに破損させ、並びに被害者(丙)、普通乗用車(A)に
8	市民・こども局	21. 5. 31	134,610円	同乗していた被害者(丁、戊、己、庚、辛)、普通乗用車(B)を運転していた被害者
9	市民・こども局	21. 5. 31	53,540円	(乙)及び当該軽ライトバンを運転していた被害者(川崎区在住者)を負傷させたもの
10	市民・こども局	21. 5. 31	55,350円	
11	市民・こども局	21. 8. 4	261,110円	
12	環境局	21. 7. 30	249,249円	平成21年4月15日、川崎区日進町1番地先交差点で、本市中型ごみ収集車が、右折しようとした際、右後方から走行してきた被害者運転の普通乗用車に接触し、破損させたもの
13	環境局	21. 8. 10	158,235円	平成21年6月27日、中原区上小田中7丁目4番6号先路上で、本市中型空き缶収集車が、集積場に到着しようとして後退した際、被害者所有の看板に接触し、破損させたもの
14	環境局	21. 8. 21	81,900円	平成21年6月27日、多摩区登戸2130番地2マンション構内で、本市中型ごみ収集車が、集積場に到着しようとして後退した際、被害者所有の駐車場の壁に接触し、破損させたもの

15	環境局	21. 8. 26	5,268円	平成21年8月11日、中原区上小田中2丁目8番先路上で、本市中型ごみ収集車が、前方から走行してきた被害者運転の小型乗用車と擦れ違う際、一時停止した当該小型乗用車に接触し、破損させたもの
16	環境局	21. 9. 7	309,960円	平成21年7月10日、中原区小杉陣屋町2丁目12番22号先路上で、本市中型ごみ収集車が走行中、駐車していた被害者所有の軽ライトバンに接触し、破損させたもの
17	環境局	21. 9. 28	113,000円	平成21年9月3日、多摩区菅3丁目6番16号先路上で、本市小型ごみ収集車が走行中、駐車していた被害者所有の小型ライトバンに接触し、破損させたもの
18	環境局	21.10.21	200,288円	平成21年8月18日、多摩区登戸3204番地先路上で、本市中型ごみ収集車が、方向転換しようとして後退した際、右後方で一時停止していた被害者所有の小型乗用車に接触し、破損させたもの
19	消防局	21. 8. 17	264,222円	平成21年7月4日、被害者宅先路上で、本市消防車が、前方から走行してきた車両を避けようと左に寄った際、被害者所有の日よけテントに接触し、破損させたもの
20	環境局	21.10.16	443,446円	平成21年6月16日、幸区南幸町3丁目34番地先路上で、街路樹が腐食のため折れて落下し、駐車していた被害者所有の普通トラックを破損させたもの
21	建設局	21. 8. 28	111,695円	平成21年4月5日、麻生区片平1丁目4番3号先路上で、被害者が通行中、側溝のグレーチングが外れてともに落下し、負傷したもの
22	建設局	21. 9. 11	157,717円	平成21年4月14日、宮前区水沢1丁目1番先路上で、被害者運転の普通乗用車が走行中、道路の冠水により車両内部に水が流入し、当該普通乗用車が破損したもの

2 市長の専決事項の指定について第5項による専決処分

(1) 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

専決処分年月日 平成21年10月22日

公布年月日 平成21年10月22日

川崎市条例第41号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市子ども文化センター条例の一部改正)

第1条 川崎市子ども文化センター条例(昭和35年川崎市条例第33号)

の一部を次のように改正する。

別表中

「

川崎市西加瀬子ども文化センター	川崎市中原区西加瀬5番地5
-----------------	---------------

」

を

「

川崎市西加瀬子ども文化センター	川崎市中原区西加瀬10番5号
-----------------	----------------

」

に改める。

(川崎市老人いこいの家条例の一部改正)

第2条 川崎市老人いこいの家条例(昭和47年川崎市条例第60号)の

一部を次のように改正する。

別表中

「

川崎市西加瀬老人いこいの家	川崎市中原区西加瀬 5 番地 5
---------------	------------------

」

を

「

川崎市西加瀬老人いこいの家	川崎市中原区西加瀬 1 0 番 5 号
---------------	---------------------

」

に改める。

(川崎市立学校の設置に関する条例の一部改正)

第 3 条 川崎市立学校の設置に関する条例（昭和 3 9 年川崎市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

川崎市立苅宿小学校	川崎市中原区苅宿 8 7 番地
-----------	-----------------

」

を

「

川崎市立苅宿小学校	川崎市中原区苅宿 2 5 番 1 号
-----------	--------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成 2 1 年 1 1 月 2 日から施行する。

(2) 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

専決処分年月日 平成 2 1 年 1 1 月 9 日

公 布 年 月 日 平成 2 1 年 1 1 月 9 日

川崎市条例第43号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める
条例の一部改正)

第1条 川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例(昭和46年川崎市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の表高津区の項区域の欄中「下作延4丁目」の次に「、下作延5丁目」を加える。

(川崎市保育園条例の一部改正)

第2条 川崎市保育園条例(昭和28年川崎市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

川崎市津田山保育園	川崎市高津区下作延1,084番地1
-----------	-------------------

」

を

「

川崎市津田山保育園	川崎市高津区下作延5丁目1番10号
-----------	-------------------

」

に改める。

(川崎市立学校の設置に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市立学校の設置に関する条例(昭和39年川崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

川崎市立下作延小学校	川崎市高津区下作延 1, 114 番地 2
------------	-----------------------

」

を

「

川崎市立下作延小学校	川崎市高津区下作延 5 丁目 19 番 1 号
------------	-------------------------

」

に改める。

(川崎市子ども夢パーク条例の一部改正)

第 4 条 川崎市子ども夢パーク条例（平成 15 年川崎市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「下作延 1, 500 番地 6」を「下作延 5 丁目 30 番 1 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 21 年 11 月 24 日から施行する。